

令和3年9月10日

保護者の皆様  
生徒のみなさん

南会津高等学校長

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る対応について（お願い）

初秋の候、皆様にはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素より本校の教育活動にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、9月9日に県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議が開催され、福島県非常事態宣言が令和3年9月30日（木）まで延長されることが示されました。このことを受け、本校では引き続き下記のとおり対応しますのでご協力をお願いします。

#### 記

- 1 対象期間 令和3年8月8日（日）～9月30日（木）まで
- 2 対象期間における対応
  - (1) 感染リスクの高い学習活動（部活動を含む）は停止します。
    - ・生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク
    - ・近距離で一斉に大きな声で話す活動
    - ・生徒同士が近距離で活動する実験や観察
    - ・室内で生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏
    - ・生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動
    - ・生徒同士が近距離で活動する調理実習
    - ・生徒同士が密集する運動や近距離で組み合ったりする運動
  - (2) 不要不急の外出は控えてください。都道府県間、特に緊急事態措置区域等との往来は控えてください。ただし、全国大会や進路に係る企業訪問及びオープンキャンパス等への参加など、やむを得ない事情により往来する場合は、往来後2週間の健康観察を徹底してください。
  - (3) 宿泊を伴う学校行事、合宿、遠征等は停止します。ただし、全国大会、東北大会及び県大会での宿泊は可能とするが、参加人数を最小限にするなど感染症対策を徹底します。
  - (4) 部活動及び対外的な交流活動について
    - ・感染リスクの高い活動を除いて実施します。
    - ・活動前後及び下校時等に会食することを控え、会話の際はマスク着用とします。
    - ・各種大会への参加は可能としますが、他校との練習試合や合同練習会は停止します。
    - ・外部団体と交流する場合は、感染症対策の徹底について協力を求めます。
  - (5) 健康観察の徹底
    - ・検温等の健康観察を徹底し、体調不良者は自宅で休養してください。  
上記症状で登校しない場合、出席停止扱いとします。
    - ・同居する家族に発熱等の症状が見られる場合も登校はしないでください。  
上記の状況で登校しない場合も出席停止扱いとします。
  - (6) 昼食時は、対面にしない、会話を控える、換気を強化する等を徹底します。
  - (7) 教室や職員室等の換気を、常時または定期的に行います。
  - (8) 感染者や濃厚接触者、その家族等について、SNS等において憶測等による誹謗中傷につながる発信をしないでください。
  - (9) 感染拡大地域から帰省・移動した家族や友人とやむを得ず一緒に過ごす場合や同居する家族等に濃厚接触者がいる場合は、家庭内においてもマスクの着用などの対策を行ってください。

（問い合わせ先 教頭 電話0241-73-2221）